発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 発行日 令和１年２月１５日

② 刊行物 令和１年ポリマーリサイクル学会全国大会講演予稿集，第２９４頁，一般社団法人ポリマーリサイクル学会予稿集編集委員会

③ 公開者 特許花子

④ 公開された発明の内容

特許花子が、令和１年ポリマーリサイクル学会全国大会講演予稿集の第２９４頁にて、特許花子が発明した、生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用技術について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 太郎 （神奈川県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許 太郎

③ 特許出願人（願書に記載された者）

特許 太郎

④ 公開者

特許 太郎

⑤ 特許を受ける権利の承継について（※①から③が完全一致する場合省略可能）

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許花子によって発明されたものであり、その後公開時の令和１年２月１５日を経て、特許出願時の令和１年７月２３日に至るまで、特許を受ける権利は特許花子が保有していた。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（※②と④が完全一致する場合省略可能）  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許花子自ら、生分解性ポリマーのシャンプーボトルへの応用技術について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和　１年　７月３０日

特許 太郎 ㊞